

区政Now！（令和3年5月号）

「区政は区民を幸せにするシステムである」・・・西川太一郎

発行：荒川区

い
ま
こ
ろ



現在、新型コロナウイルス感染症の再拡大の状況を踏まえ、3回目の緊急事態宣言が発令されています。

区内の1週間あたりの感染者数は、3月1日週には20人となりましたが、再び増加し始め、4月12日週は86人となり、3月1日週と比べて約4.5倍に増えました。

さらなる感染拡大を防ぐためにも、不要不急の外出は控え、食事中も会話をするときはマスクを着用する等、感染予防の徹底へのご協力をお願いいたします。

区民の皆様、そして事業者の皆様には、ご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を心からお願いいたします。

新型コロナワクチンの接種について

新型コロナワクチンは、感染症にかかった場合の重症化や発症予防の効果が期待されています。区では、ワクチン接種が安全に開始できるよう、集団接種訓練を実施する等、体制の整備を進めています。また、ワクチンの必要量は十分に確保できており、今後も継続して接種できる見込みです。

国の接種順位に基づき、下記のスケジュールで1人あたり2回のワクチン接種を行う予定です。高齢者のうち、特に重症化リスクの高い高齢者施設入所者への接種を先行して実施します。また、混乱を避けるため、75歳以上の高齢者、続いて65歳～75歳未満の高齢者への接種を行います。

区からの接種券等の送付開始日（4月23日現在） 年齢は、令和4年3月31日時点		予約の開始日・方法	接種の開始日
75歳以上の方・ 昭和22年4月1日に生まれた方	5月12日(水)	5月17日(月)午前8時30分から 電話・予約専用ホームページで	5月24日(月)
65歳以上75歳未満の方・ 昭和32年4月1日に生まれた方	5月26日(水)	接種券等が届いた方から、 順次予約開始	予約を行った方 から順次開始
それ以外の方 基礎疾患がある方、高齢者施設等で 従事している方から順次予約を開始 (予定)	7月中旬以降 (予定)		

接種会場 会場への移動が困難な方への対応も検討しています。

【常設会場】

- ・荒川総合スポーツセンター（南千住6-45-5）
- ・ムーブ町屋（荒川7-50-9センターまちや3・4階）
- ・汐入公園防災備蓄倉庫（南千住8-13）
- ・サンパール荒川（荒川1-1-1）
- ・東京都立大学荒川キャンパス（東尾久7-2-10） 7月以降、アクト21に変更
- ・ホテルラングウッド（東日暮里5-50-5）

【臨時会場】(土)・(日)のみ次の各会場で順番に接種を実施します。

- ・第七峡田小学校（町屋8-19-12）
- ・尾久八幡中学校（西尾久3-14-1）
- ・尾久ふれあい館（西尾久2-25-13）

主
な
事
業

プレミアム付き区内共通お買い物券を販売します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている商店街の振興と消費需要の喚起を図るとともに、子育て世代の生活を支援し商店街に関心を持っていただく契機をつくることを目的に、「プレミアム付き区内共通お買い物券」を6月に販売します。

一般に販売するプレミアム率20%のお買い物券(一般券)に加え、ひとり親世帯と3歳未満の子どもがいる世帯に対して、プレミアム率30%のお買い物券(特別券)を販売します。特別券の対象となる世帯にはあらかじめ引換券を送付いたします。

- ・販売場所・・・区内商店街(約20か所)
- ・購入限度額・・・1人あたり3万円まで
(一般券:3万6000円相当額、特別券:3万9000円相当額)
一般券は販売総額に達し次第、販売終了となります。

次に記載の子育て世帯生活支援給付金の支給とあわせてプレミアム付き区内共通お買い物券を販売することで、経済対策及び子育て世帯支援の効果的な実施につなげます。

子育て世帯生活支援給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世代に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、特別給付金の支給を行います(全国一律)。

- ・支給額:対象児童1人につき5万円
- ・対象世帯:以下の～のいずれかの要件を満たす方
令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方には、児童扶養手当口座に振り込みますので、申請は不要です。その他の対象となる方の給付方法等については、内容を決定次第、荒川区ホームページでお知らせします。

第8期荒川区高齢者プランを作成しました。

この度、令和3～5年度の3か年を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定しました。本プランは、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えた計画とし、さらには団塊ジュニアの世代が65歳を超え、現役世代が急減する令和22年を念頭に「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことを目的として策定しました。

本プランでは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体で提供する地域包括ケアの考え方に基づき、介護予防と健康づくりを推進するとともに、中重度の要介護者在宅生活を支えるための施策を展開していきます。

区では、本プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、基本目標である「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して全力で取り組んで参ります。